

## 国立大学法人東京海洋大学保有個人情報の開示請求手数料の取扱要項

平成17年 3月 8日

海洋大規第 270号

改正 平成29年 5月18日 海洋大規第 175号

改正 令和 4年 3月30日 海洋大規第 43号

### (趣旨)

第1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第89条及び国立大学法人東京海洋大学個人情報保護規則（平成17年海洋大規第268号）第35条に基づき、国立大学法人東京海洋大学（以下「法人」という。）における保有個人情報の開示請求に係る手数料（以下「手数料」という。）については、この要項の定めるところによる。

### (手数料)

第2 手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書一件につき300円とする。

2 開示を請求する者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

一 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料の徴収の方法は、法人が指定する銀行口座への振込による納付とする。

4 第3項に掲げる振込にあたって費用が生じる場合であっても、法人では負担しないものとし、手数料の納入者には、努めて、あらかじめ説明するものとする。

### 附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成29年海洋大規第175号）

この要項は、平成29年5月30日から施行する。

#### 附 則（令和4年海洋大規第43号）

この要項は、令和4年4月1日から施行する。